

ウポポイ
NATIONAL AINU MUSEUM and PARK
民族共生象徴空間

令和5年1月23日

釧根地方道路防災連絡協議会が地域版道路啓開計画を策定

～関係機関が連携し、大規模地震・津波に備える～

道路管理者及び釧路・根室地域の関係機関で構成される「釧根地方道路防災連絡協議会」は大規模地震・津波などの大規模災害に備え、道路啓開^{*}を迅速に行うための『釧路・根室地域道路啓開計画（初版）』を策定しました。

道路啓開計画の立案は、災害対策基本法に基づく防災基本計画において、道路管理者の実施事項として義務づけられており、令和2年3月に「北海道道路啓開計画（初版）」を、令和4年12月に同計画（第2版）が策定されました。「釧路・根室地域道路啓開計画（初版）」は「北海道道路啓開計画（第2版）」をベースに、地域の状況を踏まえ、より具体化・深化させた計画です。

1. 策 定 日 令和5年1月23日
2. 計画の概要 別紙1～4のとおり
3. 計画の詳細 詳細については下記URLをご参照ください。
https://www.hkd.mlit.go.jp/ks/douro_keikaku/c86hsb000000aeoq.html

※道路啓開：大規模災害時に、救急・救助活動、緊急物資支援等や応急復旧を早急を実施するため、最低限のがれき処理と簡易な段差補修などを行い、緊急車両通行のための救援ルートを開けること。

【問合せ先】 国土交通省 北海道開発局 釧路開発建設部
道路防災推進官 佐藤 泰規 電話 0154-24-7446（ダイヤルイン）
広 報 官 鈴木 裕介 電話 0154-24-7354（ダイヤルイン）
釧路開発建設部ホームページ <https://www.hkd.mlit.go.jp/ks/>



＜釧路・根室地域 道路啓開計画(初版)策定の背景と目的＞

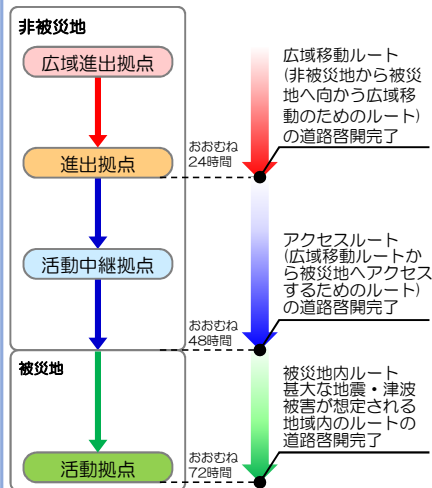
- ・災害対策基本法に基づく防災基本計画では、道路管理者の実施事項として「道路啓開等の計画立案」を明記。
- ・北海道開発局が事務局を務める北海道道路啓開計画検討協議会は、被災地内(浸水域内)の活動拠点までの道路啓開の役割分担や作業内容等を定めた北海道道路啓開計画(初版)を令和2年3月に公表。
- ・新たな津波浸水想定公表(令和3年7月,北海道)等を踏まえた北海道道路啓開計画(第2版)を令和4年12月に策定。

「釧路・根室地域 道路啓開計画(初版)」は、北海道道路啓開計画(第2版)を踏まえ、釧路・根室地域の被災地内(浸水域内)における迅速な道路啓開を実施する上で必要な事項を定め、円滑な関係機関との連携体制の構築に資することを目的とし、釧路地方道路防災連絡協議会にて検討・策定する計画です。

●北海道道路啓開計画(第2版)

- ・津波浸水域が発生する全市町村の活動拠点を終点とし、甚大な被害が想定される津波浸水域までの広域な救援ルートを設定。
- ・人命救助で生存率が大きく変化する時間は3日間とされており、北海道道路啓開計画(第2版)では、72時間内の活動拠点の到達を目標に設定。

＜道路啓開目標＞



＜第2版で定める緊急啓開ルート及び啓開拠点(抜粋)＞



●釧路・根室地域における道路啓開計画の検討経緯

年度	月	検討経緯
R2年度	3月	・北海道道路啓開計画(初版)策定
	4月～R3.3月	・釧路・根室地域における緊急啓開ルート(案)等の検討

R3年度	4月～6月	・釧路地方道路防災連絡協議会の構成機関との協議・検討
	7月	・北海道太平洋沿岸の津波浸水想定公表
R4.1月	8月～	・釧路・根室地域道路啓開計画(案)の作成
		・釧路・根室地域道路啓開手順書(案)作成 ・道路啓開に関する協定・申合せ(案)作成及び各種調整

R4年度	9月	・釧路・根室地域道路啓開計画(案)を踏まえた防災訓練の実施(道の駅厚岸グルメパーク)
	12月	・北海道道路啓開計画(第2版)策定
		・第2版を踏まえた釧路・根室地域道路啓開計画(案)の改定 ・道路啓開に関する協定・申合せの締結手続き
R5.1月	・釧路・根室地域道路啓開計画(初版)策定 ・道路啓開に関する協定・申合せの締結	

計画策定主体

■釧根地方道路防災連絡協議会

- 北海道道路啓開計画（第2版）を踏まえ、釧路・根室地域の被災地内（浸水域内）における迅速な道路啓開を実施する上で必要な事項を定めた計画として、道路管理者及び関係する防災機関により構成する協議会で検討・策定

協議会の目的

道路災害の防止及び災害発生時の被害拡大を防止するため、地域住民、地方自治体及び関係機関が相互に連携を図り、道路における地域防災パートナーシップの構築を図り、道路防災の推進を行うことを目的とする。

釧根地方道路防災連絡協議会 構成機関（計59機関）

No.	機関名		No.	機関名		No.	機関名	
会長	釧路開発建設部	次長	20	厚岸町		40	根室市消防本部	
1	釧路開発建設部	本部	21	浜中町		41	根室北部消防事務組合	消防本部
2		釧路道路事務所	22	標茶町		42	釧路地方気象台	
3		弟子屈道路事務所	23	弟子屈町		43	陸上自衛隊第27普通科連隊	
4		中標津道路事務所	24	鶴居村		44	日本赤十字社 北海道支部	釧路市地区
5		根室道路事務所	25	白糠町		45		釧路地区
6	地域創生部 地域政策課	26	根室市		46	根室市地区		
7	釧路総合振興局	産業振興部 林務課	27	別海町		47	根室地区	
8		森林室 森林整備課	28	中標津町		48	くしろバス株式会社	
9	根室振興局	地域創生部	29	標津町		49	阿寒バス株式会社	
10		産業振興部 林務課	30	羅臼町		50	釧根地区ハイヤー協会	
11	十勝総合振興局	森林室 森林整備課	31	北海道警察 釧路方面本部		51	一般社団法人 釧根地区トラック協会	
12	釧路建設管理部	用地管理室	32	釧路警察署		52	釧路観光連盟	
13		事業室	33	厚岸警察署		53	北海道商工会連合会 釧根支所	
14		厚岸出張所	34	弟子屈警察署		54	知床ねむろ観光連盟	
15		根室出張所	35	根室警察署		55	JR北海道 釧路支社	
16		弟子屈出張所	36	中標津警察署		56	北海道電力ネットワーク株式会社 釧路支店	
17		中標津出張所	37	釧路市消防本部		57	NTT東日本 北海道東支店 釧路営業支店	
18	釧路市		38	釧路北部消防事務組合 消防本部		58	釧路ガス株式会社	
19	釧路町		39	釧路東部消防組合 消防本部		59	一般社団法人 釧路建設業協会	

災害対策基本法

防災基本計画

北海道道路啓開計画

北海道道路啓開計画(初版)で太平洋側地域の拠点設定と緊急啓開ルートを設定(R2.3.30) 津波浸水域の見直し等を反映した、第2版を令和4年12月21日に策定・公表



北海道を太平洋側、日本海側、オホーツク海側の3地域に分ける(図1)。特に日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が想定される「太平洋側」は優先度が高い状況(図2)。

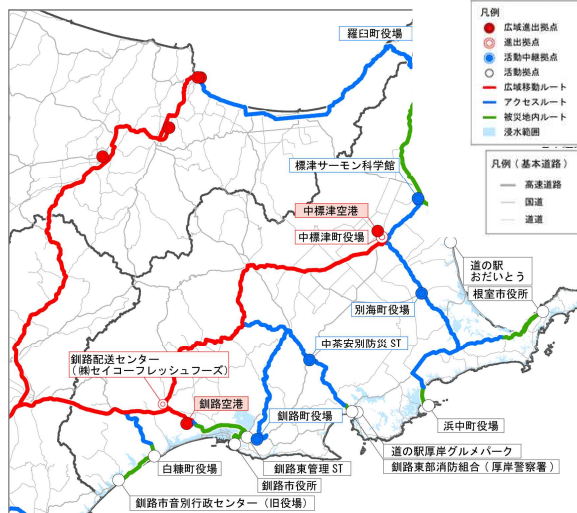
北海道道路啓開計画検討協議会

- 北海道開発局 ・北海道 ・札幌市
- NEXCO北海道支社
- オブザーバー(陸上自衛隊、北海道警察本部、全国消防長会北海道支部 (一社)北海道建設業協会)

今回
策定

釧路・根室地域 道路啓開計画

北海道道路啓開計画(第2版)のうち、釧路・根室地域において、地域の状況を踏まえより具体化することで計画の実効性を高め、深化させた地域版の道路啓開計画を策定

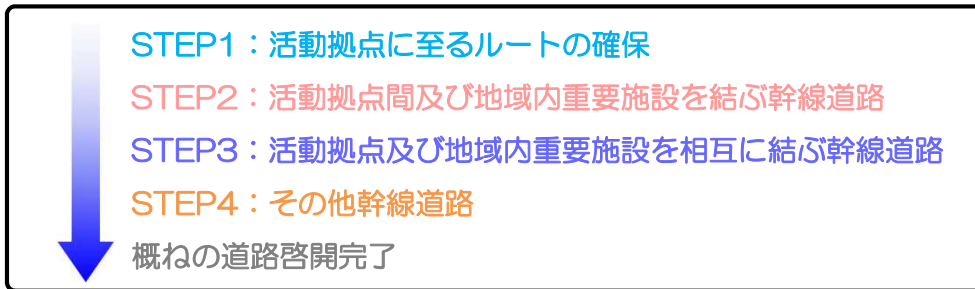


- 1. 関係機関との連携体制確保**
 - 道路管理者のほか関係機関と構成された釧路根路地方道路防災連絡協議会にて、計画策定を行い、連携体制の確認やタイムラインを作成
- 2. 資機材の準備**
 - 管内建設業者が保有する資機材等について、道路管理者及び関係機関が情報共有を図り、発災時に迅速に対応できる体制を確保
- 3. 拠点設定に地域内重要施設を追加**
 - 住民の避難や人命救助、受援体制構築等を踏まえ被災地内の道路啓開の優先順位をより細密化
- 4. 緊急啓開ルートごとの啓開作業実施会社の設定**
 - 発災後に情報連絡が途絶した状況においても自動的に啓開作業を開始できるように釧路建設業協会と各道路管理者(国、道)が協定を締結し、緊急啓開ルート区間ごとに啓開作業に当たる建設業者を設定
- 5. 訓練**
 - 啓開作業時の「手順書」を作成し、関係機関相互の連携を円滑にし、迅速な啓開を実施。令和4年9月に啓開訓練を実施し、手順書の実効性を確認

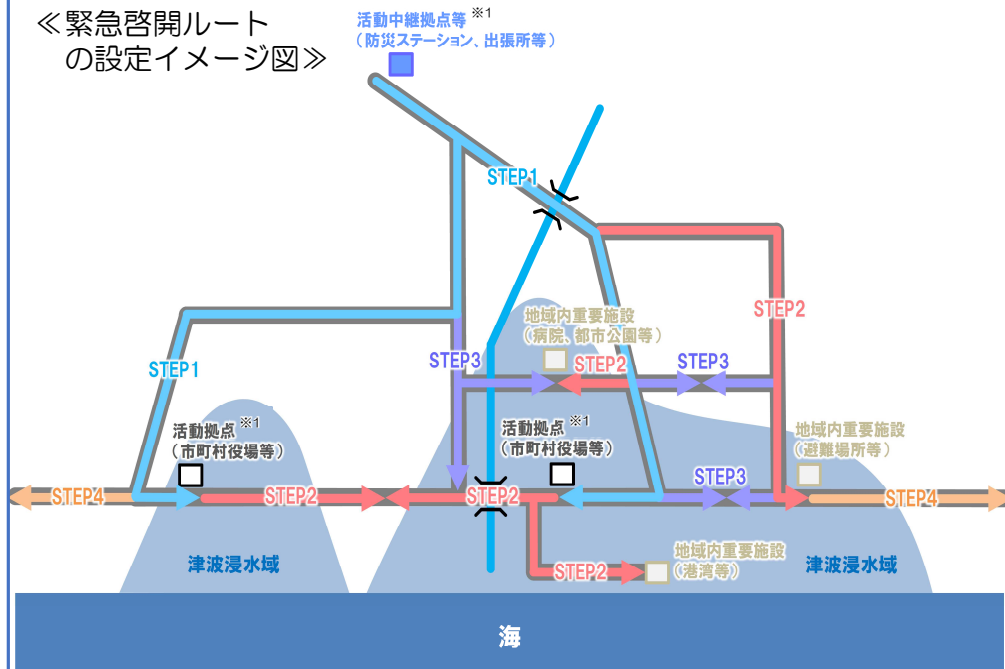
- 「釧路・根室地域 道路啓開計画(初版)」は、北海道道路啓開計画(第2版)に定められるルート及び啓開拠点に準拠するとともに、地域内で優先的に啓開する重要施設(以下、地域内重要施設)を新たに選定の上、それら地域内重要施設を相互に連絡し、被災地内を包括する緊急啓開ルートを設定。
- また、発災後は道路管理者及び釧路建設業協会(災害協定業者)が連携した道路啓開を実施。

●釧路・根室地域における緊急啓開ルートの設定

以下の考え方にに基づき、緊急啓開ルートを設定。



◀緊急啓開ルートの設定イメージ図▶



※1: 活動中継拠点及び活動拠点は、北海道道路啓開計画(第2版)に定める啓開拠点に準拠

●地域内重要施設の設定と拠点一覧

発災後の迅速な人命救助、応援班の受援体制構築等を踏まえ、釧路地方道路防災連絡協議会 構成機関との協議により、以下の地域内重要施設を設定。

市町村	名称
白糠町	白糠町立庶路学園
白糠町	釧路市西消防署白糠支署
釧路市	釧路孝仁会記念病院
釧路市	釧路労災病院
釧路市	釧路赤十字病院
釧路市	市立釧路総合病院
釧路市	釧路港(耐震強化岸壁)
釧路市	釧路市鳥取10号公園
釧路町	昆布森小学校
厚岸町	厚岸町役場
厚岸町	厚岸漁港(耐震強化岸壁)
厚岸町	ネイパル厚岸
厚岸町	床潭漁村センター

市町村	名称
厚岸町	厚岸望洋台駐車場
浜中町	散布小・中学校 グランド
浜中町	旧琵琶瀬小学校 グランド
根室市	市立根室病院
根室市	根室港(耐震強化岸壁)
根室市	花咲水産物地方卸売市場
根室市	歯舞水産物地方卸売市場
根室市	落石漁港(本港)
標津町	標津町役場
標津町	標津港(耐震強化岸壁)
別海町	本別海地域防災センター
羅臼町	羅臼漁港(耐震強化岸壁)

●道路管理者と釧路建設業協会(災害協定業者)との連携

- 発災後の道路啓開は、国道管理者(釧路開発建設部)、道道管理者(釧路建設管理部)、市町村道管理者(各自治体)及び釧路建設業協会が連携して実施。
- 具体的な対応・実施方法等は、別途定める道路啓開に関する手順書(案)及び協定に準拠して実施。

